

法務省随意契約心得

(目的)

第1条 法務省所管の工事又は業務の契約に係る随意契約を行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによることとする。

〔注〔 〕〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に記載する。〕

(見積り等)

第2条 随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、仕様書、図面、契約書案等の契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示す書類（以下「見積関係書類」という。）及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾の上、見積りしなければならない。この場合において、見積関係書類及び現場等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書は、見積依頼書（又は見積依頼）に示した方法により、見積書の提出期限までに提出しなければならない。

3 見積書を政府電子調達システム（G E P S。以下「電子調達システム」という。）により提出する場合は、入力画面上において作成し、書面により提出する場合（以下「紙見積り」という。）は、見積書（様式第1号）により作成するものとする。

また、紙見積りにより見積書の押印を省略する場合は、見積書の「担当者」及び「連絡先」を記載することとする。

4 見積書を持参により提出する場合は、見積書を封かんの上、見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。

5 見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒には見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載した上、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

6 見積者は、代理人に見積りさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

7 見積者又はその代理人は、当該見積りに対する他の見積者の代理をすることはできない。

8 見積者は、令第71条第1項に該当する者を見積者の代理人とすることはできない。

9 見積者は、一旦提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(公正な見積りの確保)

第2条の2 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積者は、見積りに当たっては、他の見積者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類（以下「見積書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積者は、第6条の規定による契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積意思、見積価格又は見積書等を意図的に開示してはならない。

4 見積者は、契約担当官等が実施する公正な見積りの確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子調達システムによる見積者は、電子調達システム対応の認証局の電子証明書を不正に使用してはならない。

(見積りの取りやめ等)

第3条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積りに参加させず、又は見積りの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積りの辞退)

第4条 見積りを依頼された者は、第6条の規定による契約の相手方の決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積りを行う場合も、また同様とする。

2 見積者は、見積りを辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 見積合わせ前にあっては、見積書の提出期限までに、見積辞退届を電子調達システムの入力画面上において作成の上、電子調達システムにより提出し、又は見積辞退届（様式第2号）を作成の上、契約担当官等に持参若しくは郵送等により提出して行う。

二 見積合わせ中にあっては、見積辞退届を電子調達システムの入力画面上において作成の上、電子調達システムにより提出し、又は見積辞退届若しくはその旨を明記した見積書を作成の上、見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(見積りの無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

一 見積書の提出期限後に到達した見積り

二 委任状を提出しない代理人のした見積り

三 記名を欠く見積り（押印を省略する場合、「担当者」及び「連絡先」の記載がない見積り）

四 金額を訂正した見積り

五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

六 明らかに連合によると認められる見積り

七 同一事項の見積りについて他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の見積り

八 その他見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積り合わせ後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。

二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、法務省発注工事等からの排除要請があったとき。

（契約の相手方の決定）

第6条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲で見積りした者のうちから契約担当官等が契約の目的に応じ最も適正と認めた者を契約の相手方とする。

（再度見積り）

第7条 見積り合わせにおいて、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の見積り合わせを行う。

（同価格の見積りが2人以上ある場合の契約の相手方の決定）

第8条 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2名以上あるときは、電子調達システムの備える電子くじを用いて契約の相手方を定める。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が紙見積りを行った者のみである場合には、紙くじを用いて契約の相手方を定めることがある。当該見積りをした者のうち紙くじを引かない者があるときは、これに代わって見積り合わせ事務に関係のない職員に紙くじを引かせる。

（契約保証金等）

第9条（金銭的保証） 契約の相手方は、契約書を作成する場合においては契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては契約の相手方に決定した後速やかに、契約金額の100分の〇以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項の規定により契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、次の各号のいずれかによらなければならない。

一 契約保証金の納付

現金を保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に振り込み、保管金取扱店の発行する保管金領収証書に保管金提出書（平成9年2月24日付け法務省営第341号会計課長通達「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（以下「契約保証通達」という。）第2号様式）を添えて歳入歳出外現金出納官吏に提出し、保管金受領証書の交付を受け、これを契約担当官等に提示する。

二 契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 有価証券の提供

有価証券（利付国庫債券に限る。）を保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に寄託し、保管有価証券取扱店の発行する政府有価証券払込済通知書に有価証券提出書（契約保証通達第3号様式）を添えて有価証券取扱主任官に提出し、政府保管有価証券受領証書の交付を受け、これを契約担当官等に提示する。

イ 金融機関等の保証の提供

銀行等（銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証会社をいう。）の保証を証する書面に保証書提出書（契約保証通達第4号様式）を添えて、契約担当官等に提出する。

3 契約の相手方は、第1項ただし書の場合において、その理由が履行保証保険契約の締結又は公共工事履行保証証券による保証の場合は、当該契約に係る証券に保険証券・保証証券提出書（契約保証通達第5号様式）を添えて、契約担当官等に提出しなければならない。

4 第2項第2号イ及び第3項に関する保証については、保証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証契約及び履行保証保険契約の相手方が定め、契約担当官等が認める措置を講ずることができる。この場合において契約の相手方は、保証書又は証券を提出したものとみなす。

[注○の部分には、当該契約が、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の場合は「30」と記入し、その他の場合は「10」と記入する。]

第9条の2（役務的保証の場合） 契約の相手方は、契約書を作成する場合においては契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては契約の相手方に決定した後速やかに、公共工事履行保証証券による保証（契約不適合責任保証特約を付したものに限り。）に付し、当該証券を保険証券・保証証券提出書（契約保証通達第5号様式）に添えて、契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証

金額は、契約金額の 100 分の〇以上とする。

[注〇の部分には、原則として「30」と記入する。]

(契約書等の提出)

第 10 条 契約の相手方は、契約書を作成する場合においては、電子調達システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積りはその効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成 12 年法務省会訓第 1702 号大臣訓令）第 17 号様式）を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約の相手方が契約を結ばない場合の措置)

第 11 条 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申立)

第 12 条 見積りを行った者は、見積り後、この心得、見積関係書類及び現場等についての不明の理由として異議を申し立てることはできない。

見 積 書

¥

上記の金額をもって、(件名) _____
について、法務省随意契約心得承諾の上、見積します。

年 月 日
支出負担行為担当官
殿

見 積 者
本店又は事務所等
商号又は名称
代表者の資格及び氏名
担当者
連絡先

(注) 委任状による代理人の見積りについては、次のとおりとする。

見 積 者
本店又は事務所等
商号又は名称
代表者の資格及び氏名
代理人氏名
担当者
連絡先

電子くじ番号

--	--	--

電子くじ番号は、見積者において任意の番号（3桁）を必ず記載すること。
なお、紙見積りの場合であっても必ず記載すること。

見 積 辞 退 届

件 名 _____

上記について、都合により見積りを辞退します。

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

担当者

連絡先

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している